

全身麻酔時の気管内挿管の際に気道粘膜損傷により出血し、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を発症して死亡された事例

平成22年2月、各務原市在住の60代の女性患者に腹腔鏡下胆嚢摘出術を実施するにあたり、麻酔導入の際、気管内挿管によって気道粘膜を損傷し、その後、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を発症され、手術から26日後に死去された事故が発生しました。

当院で外部委員を招聘して院内事故調査委員会を開催し検討したところ、門歯がなく挿管困難が予測される患者さんであったにもかかわらず、麻酔経験の浅い医師が気管内挿管を実施したために、声門下約2cmにわたり気道を損傷して相当量の出血が起こったことが確認され、同委員会から、複数の再発防止のための提言を受けました。

当院一同、本件事故を重く受け止め、患者さんにご遺族に心から謝罪するとともに、慎んで患者さんのご冥福をお祈り申し上げます。

当院は、上記委員会で提言された教訓などを踏まえ、気管内挿管チューブを先端が湾曲した柔軟性の高いものに変更すること、門歯の欠落等挿管困難性を事前に十分に確認すること、経験の浅い医師が気管内挿管を実施する場合には、麻酔科専門医の指導の下で行うこと等、再発防止のための改善策を取りまとめ実施し、二度と同種事故の発生がないよう努めてまいります。